

半世紀後の憲法

加藤典洋・竹田青嗣・橋爪大二郎・吉本隆明

本質的言語で読む

加藤 さて、第一部に引き続き、ここで吉本さんに来ていただき、これから第二部に入るわけですが、はじめに僕のほうから吉本さんに今回の経緯を簡単に話しておきます。この企画は、この雑誌の編集委員をして僕から竹田さんをお願いし、コーディネイタになってもらおう形で準備しました。憲法についてはいろいろ議論があったし、今もあるわけですが、そういうものが僕にとってはどうも面白くない。今までの議論をいったん外したところから、一度考えてみたいと思いました。

そういうことからいうと、竹田さんは在日韓国人で、憲法の埒外にいる。お聞きしてみると、竹田さん自身、いままでそんなに憲法に関心がないということなんです。そういう人の中で、そういう場所から憲法を考えるとしたら、どんな順序になるんだろう、こういう企画が今自分にとって一番有益なものだ、というようなものを竹田さんに助けられ、考えられるんじゃないかと思いました。橋爪さんは、『冒険としての社会科学』という本を書かれていて、その中で憲法についてかなりつっこんだ考察をされている。まず、憲法というものがどんなものか、考えてみたい、という竹田さんの発意で、これを竹田さんが橋爪さんと話し合う。それに僕も加わる。第一部の話がそんな形で終わっています。ついで、半世紀――正確にはまだですが――をへようという日本の憲法について吉本さんをお迎えし、四人で考えてみたいのですが、これは戦後の憲法について今一番お話を聞いてみたい人が吉本さんであるという、主

に僕の願望によっています。それについては後で触れたいと思います。

竹田 第一部の話僕から簡単に要約して言いますと、まず、憲法が何であるかについてのいちばん分りやすい標識は、法律は権力者がいてそれを一般市民に守らせるのに対して、憲法というのはむしろ一般市民の側が、法律を守らせる権力をもっている人間に対して、これを守れというものであるということ。つまり、一般の市民は法律によって罰せられるけれども、憲法によっては裁かれない。憲法によって裁かれるのは、法律を施行している人間だけであるというのが橋爪さんの考えで、僕には最もスッキリした定義だと思えました。もちろん憲法と法律は全然別のものでありわけでありませんが、そう理解すると、法律に対する法律、メタレベルとしての法律だというより、分りやすい。

次に、憲法の起源としては、歴史的には、まず始めには、ユダヤ教の神との契約があり、それが超越的な言葉として残って、契約によって社会を運営していくという憲法の考え方の土台となった。それから近代になって、それまでルールを作るものは何らかの権威を持ち、その権威によって権力を与えられていると考えられていたものが、初めて超越的な権威を取り払われた。市民および民衆の意志しか権威の源泉になることができないう考え方が生まれて、近代的な社会契約という考え方が出てきた。これについては、ルソーおよびヘーゲルからの思想的な流れが重要な役割を果たした。

このふたつが大きな柱で、あとは細かなことになるんですが、憲法は、社会の成員がルールを決めて、そのルールのもとにすべての成員が対等だという考えが前提となるということ。それから、日本国憲法の正当性について、例えば、正当な手続きをふんでいないとか、もともと大日本帝国憲法のほうが正当なんだといういかたもあるけれど、このような形で成立の経緯を具体的に問うことにそれほど大きな意味はない。だれがどのような仕方で作ったにせよ、それが存続してしまっているという事実を起点にして、むしろ現行のあり方にどんな問題があるのか、これを作り替えるのに意味があるのかと考えたほうがいい。

2002-30

また、人々が憲法について考えるメリットはなにかということについては、論点がいくつか出て、一つは、これまでの日本社会というのは、ぼんやりとした取り決めやなんとなくの心理的機制があって、はっきりとしたルールなしにやっていると、あるいはルールなんてないほうがいいのではないかと感じるがあった。けれども、資本主義社会というものが高度化するにつれて、ルールとかそのルールを守るための最低限の権力についての問題を考えざるをえなくなってきたのではないかと。また、対外的には冷戦構造が終わったあと、いったい世界の秩序はどうなるのか、誰がルールを考えるのか。そういうことに対して、まず自分の国の憲法について考えないと、自分の存在について輪郭をえがけないのではないかと。非常に大雑把ですが、だいたいそんな話が話題として出たと思います。

吉本 僕のほうから質問していいですか。お話を聞いてみると、憲法は、市民の側から出てくるのが本来的な姿だということのようです。だけど、いっとう僕は自分から憲法に対する意識は出てこないです。つまり、ぼくは憲法がなくなつてあつたってそんなの知らないし、それで日常生活には特別なにも不自由はない。自分のほうから、そういう大枠の、国法というか、国権の方向を規定する法律が必要だという欲求は、正直言って、ない。そういう問題はどうか。日本の民衆の大部分がそうじゃないかと僕は思うんですが。

竹田 僕もそうだと思います。

吉本 そうすると、ものすごく考えちゃうんですね。日常生活に関係ないとはいっても、今の日本には、厳正な憲法というものがあって、やはりそれを読む。けれども、それを読むときには、どうしたって知識的に読むわけです。それも、どれだけ根拠があるかは別にして、自分なりの理念があって、理念と知識で憲法を読んでいる。そうすると、こは面白くないとか、こはもっとなんとかならないかということが出てくる。だから、憲法を云々するというのも、それなりにそういう姿勢と場所をとれば、できないことはないと思うんです。

ところが、日本古来の法、つまり、伊藤博文が憲法を輸入して来る以前の、聖徳太子の十七条の憲法でもいいし、鎌倉時代の御成敗式目でも、徳川幕府の武家諸法度でもいいんですが、そういったものは要するに土俗的といったらいいんでしょうか、情念のどろどろしたようなやつが、条項から消えていかない。文句や言葉から消えていかない。情念を含めた倫理みたいなものが常につきまとうわけです。大昔から、日本人、日本国はそういう掟というよりは、決意としかいえないような、そういうものしかつくてこなかったんですよ。

ところが、それから、急に明治憲法に飛びますね。明治憲法は、少なくとも近代的な言葉、法的な言葉です。論理的な言葉でもいいんですが、それは倫理とか情念を排除した言葉だから、その飛んじやったときのギャップの著しきさというの、覆えないものがあります。ものすごい言葉のギャップだと思はる。それだから、僕らは、憲法なんてあつたつてなくなつて普段はなんの不自由もないし、ひっかかることなんもないよということになっちゃうと思っすね。

そんな明治憲法の中でどうやって日本人は生きていたのかといったら、ただ一つ、「天皇というの神聖にして侵すべからず」という条項があつて、ここが唯一、どろどろした情念というか、そういったものが含まれているわけです。戦後憲法でいえば、「天皇は国民統合の象徴だ」という言葉。これは本當いいうと、法律の言葉にはならんんじゃないかと思うけれども、そういうところにわずかに情念的なものが入っている。

これだつて別に、普段天皇なんて意識して生活してないですから、そう書いてあつたつて、ないと思えばなんでもない。天皇とは無関係に、日本の社会は高度資本主義社会だ、と言つてしまえばそれで済んじゃう。だけど民衆の中の情念とかどろどろしたものまで全部を含めていうとすると、これが問題になつてきます。

つまり、知的にといつたらおかしいですけど、頭のなかで理念的に憲法を読むと、一番ひっかかる

のはここなんです。こういうのを置いておくっていうのはどういうことなんだと、こういう言葉が憲法に入っているのが不思議でしょうがないです。とくに象徴という言葉がとて曖昧なものをもって、います。だけど、情念的なものを守ってきた日本人が、「天皇は神聖にして侵すべからず」と置き、次に「天皇は国民統合の象徴だ」と置いてあるのは、なんとなく理由はわかる気がするんです。そして、心情的といえますか、僕らが一番いかれたのもそれなんです。

僕が、知識のほうに自分を集約させていっても、情念のほうに集約させていっても、否定的にも肯定的にもひっかかる、とにかく両方から一番ひっかかるのがここだというのは間違いないことなんです。つまり、ひっかかるということ、ひっかかる。考えちゃうということなんです。そんなのどっちなえ、とっちゃえと、僕の知識とか理念は思うわけ。僕が憲法を書くとしたら、とっちゃいますよ。それは間違いなくそうなんですけれど。

僕はこの憲法の成立の経緯というのは、マッカーサー軍政局が草案を作って、日本の憲法学者が承認したとか、政府が承認したとか、そういう経緯はあるんでしょうが、よく知らないんです。けれど、新聞記事とか、戦争が終わってすぐの裏面を言いますと、天皇は神聖にして侵すべからずというのが、敗戦でなくなっちゃうということに対しては、ものすごく抵抗があった。つまり、きのうまでそれでつぶしっていたわけですから。大部分の人にとってそれが取られちゃうのは、ものすごく不安だったし、不当であるという感じがあった。だから、国民統合の象徴という言葉にして、残してあるということには十分根拠があると思います。

それから、僕はオールド・リベラリストとよんでましたけれど、戦争中はかなりの程度、軍国主義的なもの、あるいは天皇主義的なものに対して批判的なりベラリストはいたわけですね。ところが敗戦直後になると、その人たちが、やっぱり象徴でもなんでもいいから、その条項を消す案はやめようじゃないかと言いました。それを守らないと安定感がないということ。年をとった大知識人たちもそう

三三一

でした。だから、僕はそれも不思議でしようがない。

竹田 今のお話は、要するに、僕らの議論は、いわば西欧的な文脈から憲法というものを考えて、社会契約を基本としてどんなメタレベルの権威もないと、それを憲法の基本の概念としておいた。ところが、吉本さんの考えでは、憲法というのは、理念として提示される側面と、いわばその国家の共同幻想としてはじめて成立している問題があって、いったいその後者の側面はどうなるんだと言われていると思うんです。

三三二

吉本 まあ、そうですね。

加藤 僕が、なぜ吉本さんにお話をうかがおうかと思っただか、いまお話されてることと関係があるような気もするので、一応、お話ししてみます。吉本さんと僕とはだいぶ差が違いますが、しかし、僕にもさっき吉本さんがいわれたように、ふつうそんなことは考えてないということがあって、だけど、そのふつうそんなことを考えてないよという気分を離れて、憲法について話したら、終わりだなんていう感じってあるんですね。それで、自分の場合のそういう気分の作られ方を、話してみたいと思います。つまり、今回、この特集で憲法をとりあげようと思った、僕の個人的な理由ですね。

これは、一部、第一部で話と重なりますが、僕には、数年前まで、どこか左翼的な心情があって、国家とか社会にたいして、否定的な気持ちが強かったわけですね。社会は関係ないっていうか、いやだっていうか。そうすると、憲法は国家とか社会とかいうものの上に積み上がっている考えなので、憲法について考えるということは、国家とか社会を認めることになるという感じがして、そんなことは関係ねえやっという気分が学生の頃からずっときたわけですね。そういう気分、自分のはかりはちょっとよかったです。ところが、七、八年くらい前から、僕の感じでは、そういうふうなものを考えないで済んでるということが、なんか得してるっていうか、どうでもいいやっという感じがして、結構ほかの人間よりも別の逃げ場、もう一つ隠れ家があるみたいな気分ができて、それがだんだん自分でもいやに思えてき

たんです。要するに、僕は、社会とかなんかかっていうのを考えないできたわけで、それは社会なんてことよりもっと本質的なことを僕がもっていたからですね。でも、いまはそういうものはない。若い人は僕のもってきたような窪み、日蔭がないから、この社会の日差しにさらされている、日蔭ももっている自分が特権者のように感じられてきたんです。それで、自分にそういうことを考えさせることが、なんか今まで使っていなかった筋肉を使うというか、自分にとってはちょっとつらいハリというか、そういうことをしてみたくなりました。

そういうようなことを感じるようになったのは、八十年代の終わりに思いますが、その頃ちょうど湾岸戦争がありました。そのときに、いろんな連中が平和憲法を守れだとか、護憲だとか言い出した。僕にとつての湾岸戦争の意味は、憲法とかなんかという項目なしに、戦争とはなんなんだと、おまえはどうするんだと、言葉じゃなくてね、身体的に直接そういうものに触れた機会だった気がするんです。そのとき、憲法を持ち出してもしょうがないというか、憲法を理由にしたいかと思っただ。なんでそういう気がしたかという、その護憲とか言ってる連中は、いままで平和憲法なんて関係ねえやっという連中だったわけですね。いままですっかりばかりに生きてきて、物置に片づけていたはずの古ぼけたやつをまさきにもってきて、急に床の間に飾って、これは先祖伝来の家宝でと、やった。急にこれはおれのなんだ、それははずい。怠慢だっというか、醜い。こんなところで使うなって、そんな感じがまずしたんですね。だから、僕は憲法みたいなことを禁じ手にして平和について考えないと、少なくとも七十年代からやってきたことの延長で考えたことにならないと思っただ。

それから、そのちよと一年後くらいに、いまいる大学で、平和主義の代表的論者の一人である坂本義和さんが総合講座という集団講義があるのですが、それをコーディネートして、その講座を二回だけ引き受けることになった。僕の授業の題は「日本とアメリカ」ということだったけれど、その全体の題が「人間と平和」だったんです。で、僕は平和ということについて、それまで人にしゃべったことが

三三四

なかった。平和という言葉すら口にしたいかと思っただ。すごく恥知らずな感じがあって、そんなものが言うのも聞きたくないし、自分もいたくない。だけど、前の年に湾岸戦争があって、それ以前にいったみたいな気分もあつたもんですから、「平和」ということを学生にしゃべるとしたら、いったいどういふふうになるだろうという考えをしてみた。だけど、とても平和についてというのはいやべれない。そのときのレジメがいまもあるんですが、結局、タイトルが「平和」という言葉は、なぜこんなにもカッたるのか」というのだったんですね。自分にとつて、それがもしカッたるくなくなるとしたらどういふケースが考えられるか。教壇の前には二十歳くらいの若い人が百人くらいいる。そういう人に話すときの話し方が、どういふシチュエーションなら本気になるのか。そして自分と社会や法との関係が、糸電話の糸がたるんでるようになっていて、だから聞こえないし、自分にとつてあつてもなくてもいいと感じるんだと思っただ。こう思っただけです。いったいどうだったか。自分は本気になるか。なんでいまの憲法にまじめにつきあう気がしないのか。で、学生にこう言いました。自分は、いまの憲法は一回、国民投票みたいな試験に会う必要がある、火にかけられなければダメだと思っただ。実際、日本国民は一度もこれを自分で選んでいない。こう言う自分がそうだ。だから、「関係」がない。国民投票をすることにして、そしてこうして教壇に立ったら、やっぱり、平和原則というの、これはあつたほうがいい、こういう自分の考えを学生にどう伝えようかと真剣に思っただ。そうでもない、と、やっぱりとて恥ずかしくて平和なんて口にできない、これは実感だっただけです。で、国民投票の結果、九条がなくなっても、今度はそれを回復強化する運動をやればいいわけで、投票の結果はそんなに重要ではないんです。死にかけのダメな憲法を守るより、平和を生きていく問題にできることの方が数等大事だし、憲法との関係を生きていくものに保つことのほうが僕にとつては数等大事なんです。これははっきりしてます。とにかく、そうすることが、自分と社会の関係をピンとはるため必要だ、そう思っただけです。

三三五

それで、これまでの憲法論が自分になぜかばかしく感じられたのかなど、そのあと考えてみたんですね。読んでみていちばんまずいと思ったのは、そういうことを議論する理由が自分のどこにあるのか、いまこんなことを話題にするのどんな意味があるのかということ、だれかに考えてもらおうというか、あるいは考えなくてもわかっていると脇へ置いて、そのつぎから始めていくことだった。だいたいの人が、今憲法を論ずる理由を、一九五〇年あたりでできた理由にまかせちゃっていいわけですか。そうだとしたら、少なくともそれを認めた上でやるのが当然で、僕はそうじゃなければ恥ずかしいと思うけれど、全然そういうこともやられてなくて、それは、欺瞞じゃないかっていう感じがした。それから、さきほど吉本さんも言われたような、生活の場面からの照り返しというものもない。

で、なぜ吉本さんのお話をうかがいたいと思ったかというところ、湾岸戦争の時、総雪崩式に日本の言論人が憲法第九条を思い出し、埃を払い、この掛け軸を床の間に飾りはじめたわけですね。そういう時、吉本さんなら、この問題に対して、どんなことを言われるかなと思っていれば、書かれたものの中で「平和憲法」ということを言われた。僕はなんか違和感があった。「えっ」と思ったんですね。詳しく読むとその言われ方は、だいぶ他の人とは違っている。とはいえ、これはどういふことだろうと思っただけ、了解しにくいものが残った。こういう反応が僕だけのものではないことは、あとで、小浜逸郎さんが『別冊宝島』か何かで似た感想を書かれてるのを読んで、知りましたが、その後、余りのこのこと質問する人がいないので、お尋ねしてみなかった。吉本さんの憲法への言及というのは、いま吉本さんの著作が全部はいつている電子ブックがあって、「憲法」という項目で検索すると、いままで吉本さんが憲法について言われてきたことが一覧できたりすると、便利なんです(笑)、でももしそういうものがあれば、昔からあんまり憲法については発言されてないということがわかるはずなんです。そうだとするんです。

それなのになぜこのときに、「平和憲法」というようなことを言われたのか。その後憲法について発

言される機会も幾度かあって、ほかの専門の知識人と違うかたちで、ずっと思ってたというのかわかるんですけども、そこをもうちょっと伺ってみたいと思っていました。僕の話は回りくどくて、長くなっちゃってすみません(笑)。

吉本 いや、何をお話ししたらいいか少しわかったように思います。

僕もね、突然「戦争と平和」という、トルストイの小説みたいな題でしゃべられたことがあったんですよ。そのとき、やっぱり両方とも恥ずかしいわけですね。特に平和というのは口にするのがなんとなく恥ずかしい。そこでぼくが言えたことは、戦争というのは万人共通な面があるだろうが、平和という概念には、個別性しかない、自分は子供を育てるのが平和だと思っていればそれしかないし、また別の誰かは恋愛をして結婚するのが自分にとって平和だと思っていれば、それしかない。そういうのはみな個別的で、「平和」という統一概念は、あるかもしれないけれど、僕にはちょっと力尽上それは言えないと思うんです。トルストイほどの巨人を引き合いにだすまでもなく、「平和」といったら個別的でいいんだ、自分が平和だと思ったら、それは平和なんだと思う以外に、平和があるとは思えないということしか言えなかったですね。

加藤さんと僕が違うところがあるとすると、それは僕の戦争体験からの教訓なんです。外から論理性、客観性でもいいですが、そういうもので規定されると、自分をちゃんと緊張させなければならぬときには、自分に論理というのをもっていないと間違えるわかっていうのが、そのときの正しい教訓なんです。内面的な実感にかなえられないんだということ、戦争を通じてみたら、いやそうじゃねえなということがわかったといえますか。

加藤さんもうそうだと思うんですけど、僕はもともと文学的発想なんです。つまり、内面性の自由さえあれば、他はなんにもなくてもいいくらいに思っています。だから、僕は、戦争もそれはそれでいいと思っていたし、勤労奉仕にしてもへいへい言いながらやって、それでもいいんだって言いましょ

か、面白くても面白くなくてもいいんだと、そのくらいにしか思っていなかったです。ところが、戦後、僕らが反省したことは、文学的発想というのはだめだということなんです。これは、いくら自分たちが内面性を拡大しようとしてどうしよう、外側からくる強制力、規制力といましょるか、批判力に絶対対峙されてしまう。それに生きてる限り従わざるをえない、そういう生活をしいられるなっていうことがわかったんです。

だから、戦後民主主義の人たちと、緊張のさせどころが違うと思うんですね。すると、憲法の見え方というものも違ってくる。憲法九条で戦争をしないと言っているのは、心情の問題じゃないんです。確固たる国家の方向性を定める外的な規定の問題であって、この九条を放棄しないというなら、守らなきゃいけない。でもそれは倫理で守るわけじゃない。戦争はいやだから九条を守りましょう、平和憲法を守りましょうと、そういうことじゃない。憲法九条を守れとか、平和憲法を守れと言っている人、例えば、さっきおっしゃった坂本義和でも、小林直樹でもいいんですが、そういう憲法の専門家でも、全部心情的、倫理的なんです。心情的、あるいは倫理的に、戦争はいやだ、もうこりこりした、だから憲法九条を守りたいな、そういうところにもっていきます。そういうところが、僕とは全然違う。ほんとうに法的な言語として憲法を読んで張り切ったら、そんなこと言ってるやつは全部だめだということになっちゃうんです。

僕は戦争中、一度も、戦争がいやだかっていうか、厭戦とか、反戦とか思ったことはないんです。やれ、やれって言うほうだったから。軍国主義、天皇主義、それでちっとも悪くないと思ってました。大東亜共栄圏で、アジアの民衆を西欧の植民地から解放するのにどこにも悪いと思わなかった。平気で育ったわけですから、それ以上考えないんです。そうすると僕は、戦争中の自分の対極として、それを批判されたときに得られた平和、戦後自分が強いられる平和というものに対して、ちょっと戦後に育った人とは違う感じを持つんですね。これを強いられたんじゃないって、獲得したと考えるためには、どうしたらいいんだということがありました。どう考えたらいいか。なにはともあれ、僕は倫理的じゃだめだ。厭戦でもだめだ。厭戦なんていうのは、すっこんでしまおう。おれ戦争いやだからといってすっこんでしまおう。文学的にいって、人間の内面性の問題だということもだめ。これも経験済みだと思いたした。それじゃあながあるんだと思ったら、法的な規定なんですか。法的な場合、極端に言って、文学が一番その言葉については奥深いと思うんですけど、その奥深い文学の表現というか、表現のなかに含まれている論理性といえますか、つまりそれが法的言語に還元できる部分で、それはそういう高度なものだと考えるわけですね。

僕は、サド裁判に立ち会ったことがあって、そういう場合、一般的に流通している検事側の論理と弁護側の論理、考え方は全部同じです。検事の論理は、ひじょうに明瞭で、ある作品の中の何行から何行までに卑猥だという描写がされていけば、それは有罪だという。それに対して、われわれが異論を立てるときにどうするかというと、そんなことをいうのは文学、芸術を知らないからだ。その何行から何行までというの、全体性の中でこれを読めば必ずしも卑猥だとは感じない。あなたたちはそれがわからないんだから、こんな裁判は成り立たないよというのが、それに反対する論理です。

直観的にはこれでいいんだけど、僕は、文学の言語というのは、その時代においては、一番本質的な言語であって、法律もまたこの本質的な言語によって、法的な規制がなされなければだめだと思えます。だから、あなたたちの論理は本質的な言語でなされてない。何行から何行まで誰がみたってこう書いてあるから有罪だというのは、ただ単に、いわゆる実証的といましょるか、実用的な言語の次元で言っているにすぎない、文学の言語はそうじゃない、とこう言いたい。

何行から何行まで確かにそう書いてあろうと、全体を読んだときにどう感ずるかというのは、それだけをとりにだしたときは違う。読む人によっても違っちゃう。それはどうしてかという、そこに書いてあることを、本質的な言語で読もうとしているからなんです。すくなくとも無意識的には。そうする

と違っちゃう。

だから、法律だって本質的な言語で述べられなければならないと、僕はそう思うんです。これを相手にわからせるのは難しいです。でもたとえ、それでも、文学の言語のなかには、無意識の、本質的な言語、その時代の水準における本質と思われる言語があるから、法律もそこまでいかなきゃと主張すれば、ちょっとは話を通ずると思います。僕が、サド裁判で主張したかったのも結局そういうことだったんです。

それは、いまの憲法第九条の問題でも同じで、護憲だとか、平和憲法を守れとか言っている人たちが読んでる九条と、ぼくが読んでる九条は違うんですよ。言葉、少なくともぼくは頭だけは九条を本質的な言語で読もうとしている。そうすると、村山みたいなやつが「自衛隊は台意であると解釈いたします」とかひょろろとしゃべりましょう。それは、言葉というものの使い方の問題か、読み方を知らないかと思えない。平和とか、戦争しないという言葉に、どれだけの血が流れたか、どれだけの人が踏まれてきたのかということが読めないわけですか。つまり、実証的にしか読めないんです。だけど、ぼくらはそう読んでないんですよ。本質的な言葉で読むわけ。その言葉の対照には血を流して死にましたやつか、そういうものが全部イメージのなかにあるんです。

それは、つまり言葉の理解が違っているんですよ。本質的理解というものと実証的理解、事実こう書かれてるんじゃないかという理解とね、まったく違うことなんです。だから、自衛隊は台意と認めますなんて、そのほうが現実合ってるなんて、そんなこといっちゃう。つまり言葉に対する感受性が違うんです。そのところを、僕と他の人のこの護憲と混同されるのはいやだと思わなければ、つまり九条の読み方について間違えるのはいやだよというの、ぼくらにはあるわけですよ。

戦争をなくすには

竹田

戦争に反対するために、同じ平和憲法をもってくるにしても、他の護憲の人たちと吉本さんはそう違う点がある。他の人の平和憲法を守れというのは心情的倫理的だけれども、吉本さんは、憲法というものを本質的な言葉として考えているということなんです。そのところ、吉本さんのこれまででできた仕事を勘案すると、わかる気もするんですが、率直に言って、よく区別がつかない面もあります。どういうふうに区別がつかないのかというのを言ってみます。

これは前のところでも少し言いましたが、日本はヨーロッパの列強と喧嘩して負けて、お前はもう喧嘩してはいけないということ、手を縛られた。日本はたまたま手を縛られて、戦争が出来なかった。ある意味でそのことが日本にとって幸運になったんで、おまえはもう喧嘩するなといった父親のような存在のアメリカの保護の下で、戦争しないでうまくやってこれた。ところが今度は逆に、親分たるアメリカが、おれだけひとり喧嘩出来る状態ではまずいから、おまえもやれといって軍備を持たされそうになっている。それが今の状況ですね。

それで、護憲派の人たちに対して僕が思っているのは、心情的に、平和が大事だ、日本はあんなひどいことをしたから二度と戦争をしないと、思っているだけでは思想的には弱い、ということですよ。つまり日本は先の戦争でアジアに対して、ひどいことをしてしまっただけで、一種の贖罪意識から、絶対的に平和憲法を守れと言っただけで、戦争に対する責任を果たしたかのように思っているとしたら、そこには欺瞞があるんじゃないか。

吉本

それはそうです。

竹田

すると、僕の考えでは、日本は絶対に戦争しないぞ、という考えよりもっと大事なのは、現在、世界で戦争が起こらないための条件をどう考えつめることができるか、ということになります。これは自分で何度も確かめたくなるんですが、なぜ日本のいわゆる進歩的な人たちは、「日本は絶対に戦争しない」というかたちで考えて、戦争が不可能になる条件をいかに作り出すかというかたちでは考えないのか、

とても不思議なんです。だけどこれに思い当たるところがある。

ぼくら在日朝鮮人はたいして被差別感から出発するんですけど、差別を小さくしていく客観的な条件を追い求める方向ではなく、いかに自分の民族としての誇りを身につけるかという方向で考える。そしてそれはじつは本来の問題からは一番大事なものを外している。この方向はまず自分の欠損感を打ち消すことに力点がかかってしまっただけで、そのために本質的なものを外してしまうわけですよ。

そこで、率直に言いますと、平和憲法がたまたまアメリカから与えられた。僕もじつはこれは簡単に手放さないほうがいいという考えです。人がくれたものでも自分にいい形で役に立っているんだから、起源の正当性をそれほど問題にする必要はないと思ってます。だけど、これは戦争によって日本が得た貴重な獲得物で、絶対に失ってはいけないと考えると、それは、人間と社会、人間とルール、人間と憲法といったものの関係を普通の人々が持ち直すという問題が、どこかで消えてしまうような気がします。僕は吉本さんと他のいわゆる護憲派の人たちと一緒にする気はまったくありませんが、それは日本が戦争によって得た唯一の成果で、これが戦争をしないことの根拠になる、というかたちだと、そのままだ呑み込めない感じがするんです。

吉本

どうやったら戦争をなくすことができるかという問題は、いろんなこと考えられるんですが、日本の場合でいえば、せっかく憲法第九条に非戦非武装の条項があるんですからね。僕の言い方をすれば、国軍をもたないということは戦争をしないということの大前提として成り立つと思います。九条というのは国軍をもたない、国家が軍隊を持たないという規定ですから、これはやっぱり戦争をなくすための大前提の条件じゃないですか。

竹田

絶対非戦の考え方で追いつめていくと、もう皆殺しになっても、それはそれでしょうがないという考えが一つあると思うんです。それを最後の後ろ楯に置いておく。だけど実際はまずそんなところまでいかない。有力な先進国の一つが絶対平和主義を貫くことを宣言すれば、それはやはり世界の平和維持

に対していろんな効果がある。そういう考えですね。だけど僕はそれは考え方として弱い気がします。どういふことかという、うちは絶対戦争しませんというの、いわば国民に対して、ひとつは戦争で利益を求めるとはやめようと言うことですね。もうひとつは万が一攻められたら多少のものはくれてやろうと言うことですね。僕はそういう考え方が受け入れられるための条件があると思います。一番大きな柱は二つです。社会が民主的、市民主義的になって、政権が圧倒的多数の国民の合意なしには簡単には軍隊を動かさないということ。それから生活水準が上がって、国民が多少の損失と生命の危険を取り替えるのがばかばかしく思えるようになること。つまり、コスト的に戦争遂行に歯止めが掛かっているということ。そういう条件のもとでは、絶対戦争しないという考え方は受け入れられる可能性がある。だけど、経済的に非常に苦しいとか、専制的であるとか、危機感があるとか、国家アイデンティティを強く必要としているような国では、この考え方は絵空事です。

すると、いまあまり戦争しないで済むような先進国と、ひょっとしたら戦争でもしかねないような条件におかれている途上国との関係が問題になると思います。憲法は国の大きなルールですが、原理としてそれは一部の理想主義的な人たちの考え方でなく、多くの人間の平均的な考え方を反映するものでなければ意味がない。つまり、国家としてこうあるのが理想なんだではなくて、普通の人にかこう考えていけば戦争は起こりにくいぞ、という考え方を提示していかないとそれは考え方の基本にはならない。つまり、一國が平和主義を貫いてそれを広げていけばしまいに世界は平和になるだろうというの、ふつうの人の現実感覚をあまり納得させないと思います。

竹田

だから、絶対平和主義とかいうのではなくて、まず先進国と途上国の格差を小さくしていく。そのこととていまい起こっている、あるいは起こりうる戦争を拡大しないようにしていく。そういう考え方のイメージとプランをはっきり作り上げて示すことが大事なので、そうすれば、いわば理想を実現するために先進国の人間が立派な善人であることを要請されるというのではなく、戦争を避けるためのコストを互い

に負担していくという形で、少しずつ進んでいくはずで。そういう限定の上で、軍隊を持たないとか、戦争をしないことをあえて引き受けたほうがいい。だから絶対平和主義でいく、どんな戦争にも反対という言い方だと、一般の人にはそんなこといってもちよっと絵空事じゃないかという感覚が溜ってくる可能性がある。もしそれが溜ってきたら、もうその時点で思想としては決定的に負けなすね。僕は別に平和主義じゃないですよ。つまり、九条を持つてるといことは、絶対平和主義だと思っけないわけ。ただ要するに、国軍をもたないこと、国家が軍隊を持たないことだと思っているだけなんです。そうすると、どこから攻めてきたらどうするんだ、個々の国民は無抵抗のまま殺されるのかという、そんなことはないんですよ。そのとき、丸太ん棒で喧嘩するかもしれないし、どこからピストル借りてきて、相手と戦おうとするかもしれない。いのちのやりとりっていうのはありうるわけですよ。これをはじめっから限定することはできない。そんなことは自由じゃないですか。そんなことは自由だし、あらかじめ決めることはできないです。それはやはり個人対個人でもそうじゃないですか。ぶん殴られてもがまんするというのもありうるし、この野郎と思って殴り返すこともある。そんなことは、ぼくはちよっとも言っけない。そういうことじゃないんです。

九条というのは、要するに国家の制度的規定と言いましょか、法的規定と言いましょか、国法的規定と言いましょか、憲法的規定と言いましょか、なんでもいいんですが、そういうものであって、国家としての軍隊をもたない、国軍があるかないかということとは戦争をしないということの大前提だということなんです。戦後の日本のいままでのことを考えれば、いくら自衛隊が発達しても国家間戦争というのはいまあまあしなくて済んでたわけですから、国軍をもたないということは戦争をしないということの大前提なんです。相手が攻めてきて、どうするんだということとは、喧嘩をしたくなつたらすればいいし、逃げようと思えばそうすればいい。それでいいんじゃないでしょうか。それはそのときのことであって、それを民衆の具体的な次元で想定すること、あるいは規定することは間違いじゃないでしょ

四四

うか。そのとき集まった人が、自分らはやろうと思つたらやればいい。それは個々でやりうるわけでしょう。それは、九条が戦争をしないということにとつて重要だよという考え方は矛盾しないと思います。

四五

竹田 なるほど、吉本さんのおっしゃる国家と僕の考えている国家のイメージが多少ずれているところがある。僕の場合、軍隊といつても国軍ではなくて、その社会の、なんていうか、市民軍に近い。つまり、憲法をきちんと考えるということの前提には、国家そのものをそういうものとして考え直せるはずだということがあるわけですよ。

吉本 国家とはなんだという場合に、発達した国家、近代的な国家というものの典型として、その条件の一つはやはり国軍をもっているということだと思ふんです。そうじゃなくて、どこかが攻めてきて、そのとき空気がなんかもつてきて、どうしてもこれは黙って死ぬわけにはいかなくなったときに、ある意味の武装力がふつとでちやうとというのも具体的にはあるけれど、それは国家の条件にはならない。それとは違うところに、国家の、政府の指令であれば海外派兵もできる、戦争もできるっていうような、国家がつくって自分たちが動かせる軍隊をもっているということは、近代国家というもののとても大きな条件だと思います。だからやっぱり国家というものが国軍をもたないことが、国家対国家の戦争をなくす条件だと思います。

その続きで言うと、もう一つ僕が考えていることは、国家を絶対化するということなんです。絶対化しない条件は、国家を開くということだと思ふんです。国を開くということには二つの意味があつて、まず、国民、民衆に対して開くということ。それから、国際的に開くということですね。国際的に開いているというのは、欧州共同体が一番良い例だと思いますが、つまりある部分だけは、国境なしにこういうじゃないのというふうな、全部じゃなくても部分的にできることだけでも国家を外に対して開いていく。それから、国民に対して国家がといいますか、政府が開いてなくてはいけません。こ

らの場合は、例えばリコール権を国民が持つようにすればいいです。国家が半分でもいいから開くという条件と、それから国軍をもたないという、その二つの条件があれば、まずさしあたって、戦争を避けることができるんじゃないか。ぼくはそう思ふんです。日本だけがそんなことやってしょうがないじゃないかといわれれば、そのとおりですけれど、せめて、日本ぐらいは積極的な意味でその二つくらいやればいいじゃないかと思ふ。折角その一つの条件はなんとかあつて、戦後やってきたんだから。

戦争を防ぐことに対しては、いろんな人がいろいろ考えて、結局みんな絶望するんです。そんなことは不可能じゃないかって。ぼくが一番、そういうこととどこん考えたなと思ふのは、シモーヌ・ヴェーユという人で、彼女は、戦争と革命とは裏腹じゃないか、革命をやればいいというけれど、それは戦争をすればいいということと同じじゃないかといふんです。国家と国家が戦争したときには、民衆は自分の国家が敗北するように振る舞えばいいというように、レーニンとかはいうけれども、それは相手の民衆に滅ぼしてもらうということ、それではちよっとも解決にならない。それで、彼女が最終的に考えたことは、肉體労働と頭脳労働が分かれてくる限り、戦争が無くなるということはいえないう結論に達した。結局絶望的なんです。

僕が今言いましたような戦争をさしあたって無くすための二つの条件、つまり、国軍をもたないということと、それから国家を開くということも、実際出来るかどうかということじゃなくて、僕の頭だけの問題、ただ言葉の問題です。言葉の問題ですけれど、ぼく自身であえて言えば、とても緊張した僕の言葉の問題です。せめて憲法にその二つが書きこんであれば、かなり実効力があるんじゃないかと僕は考えているんです。

憲法の言葉

四六

加藤 今のお話をうかがっていて、吉本さんと僕とはこういう問題に関心をもつようになった筋道が入れ違ふようになっているところがあるように思いました。僕は、平和のことを考えるときに、憲法の問題としてじゃなく考えるんでないとスタートラインが作れないというのがあつたんです。先ほども言いました、きっかけは湾岸戦争のときで、僕は、そこで産地直送というか、じゃあおまえ平和というものをどう考えるんだと、そういうふうなことをつきつけれられたように思つた。憲法なしにですね。憲法を守るとか、平和を守るとかということよりも、戦争をなくすということはいつた方がいいかというふうなことを言われたのか、そういうふうな、竹田さんがいま戦争をなくするにはどうしたらいいかみたいなことを言われたけれど、それと近い感じですね。

それで今度は逆に、憲法の問題になぜ僕がぶつかったかということ、平和な法というものになつたか。僕の中で、ちよつと吉本さんが八月十五日にぶつかったようなことが、微弱に、何倍にも薄められて起こつたというふうな感じもするんですね。社会とか考える場合にも、僕はすごく文学的な人間なものですから、文学というのにはけっこう楽じゃないか、口には含むとけつこう甘いと思つてきて、吉本さんが思われたように文学はだめだとは思わなかつたんですけれど、逆に自分の中の文学みたいなものを鍛えたいというか、甘くなつちやうと感に感じられた部分をなんとか排除したいという気持ちがあつたわけですよ。

それで、先ほど吉本さんは、九条を本質の言葉として読むと言われたけれども、それはそれとして聞けるんだけれども、それは中国でも言われているような革命の一代目の中で生きる革命というか、少なくとも戦争を経験した人の中では、九条とは何かということは説明も、釈明も必要としないものであつて、そこから出発するしかない。そういうこととどう違うのか、そこがよくわからない。けれども、自分の場合は、吉本さんはこうだから自分もそれでいいかと、そういうわけにはいかない。全然別の問題の立て方をしない。憲法が、社会に繋がることとの関係回復の鍵だつたという発想からいいますと、

四七

僕には、その問題がそもそもそういうものを起点としてあるわけなんです。

それは別ですが、吉本さんが九条をてがかりとしてそこからはじめられるんじゃないかと言われたことでちょっと思ったのは、第九条というのは、いって見れば、僕はプロレタリアート独裁という条項とすごく似てるなと思う。あれは本当は暫定的にあるだけで、最終的に国家が無くなるとその条項も必要なくなるはずなんです。本来はそうあったものが、定常化されちゃった。第九条というのも、吉本さんが読売試験の批判で、自分だったらこう書き換えるというので、第三項というのを作ってしよう。現行憲法を引きついで第九条の第一項、第二項に続いて、第三項として「前項(1)の理念を達成するために、参加しているあらゆる国際機関を通じて、具体的な非武装・非戦の提唱を積極的にする。」要するに、これを実行するためにいろんな働きかけをする。この第三項がなかったら、ほんとうに第九条は意味を持たないと思わなくてよ。ところが第三項がぬけたまま、定常化しちゃったというのか、固定化してみたいところがあるんじゃないでしょうか。で、思うわけですが、これをこのままで、いいといえるか、つまり、この第九条をどうするか、第三項が必要じゃないか、という憲法への対し方と、これを本質的な言葉として受け取るという対し方とは、本来共存できるものなのか。何か対し方として逆のもの、一方は不可侵、他方は可変のものとして見るというほどの違いがあるような気がするわけです。

もう一つ、別のインタヴューで、先ほど言われた国を開くということの他に、軍を開くということも言われていました。それはどういうことなんでしょうか。というのは、僕は、軍人に対する否定が軍隊をもたないということでは、否定にならないんじゃないかという感じがするんですよ。例えば、暴力団を撲滅しようとした場合、暴力団が社会からすっきり排除されていなくなればそれでいいかということ、そうではなくて、社会が暴力団の連中を飲み込んで消化するというか、暴力団が内側からほどけてくるみたいになったときにはじめて解決するという感じがするんです。それから、マイク・タイソンなんて、

四八

四九

監獄内で携帯電話で連絡をとってたらしい。そんな話をジョージ・フォアマンを取材した沢木耕太郎さんに聞きましたが、日本というものはとにかく、刑務所の拘束性がきついわけです。この場合、何か局外地を作ってそこに軍とか暴力団を押し込むのじゃなくて、大事なものは、この監獄を開かれたものにする。ことだって感じをもつわけです。

だから、軍隊も、これは人を殺すための集団なんだから、命令系統があつて、この組織は手のつけようがないから、シビリアン・コントロールをすることになしに、軍隊という組織そのものがある。すこし開かれる。軍人の生活を市民化する。現実になんかできるかというのと難しいかもしれないけれど、考え方としては軍隊がシビリアン化するということも考えられる。この話するのははじめてなんです。吉本さんがさっき、市民軍云々と言われたので、このあたりについてもお尋ねしたいと思えます。

吉本 法的な言葉、法の言葉ですね。その言葉に対する認知の仕方が僕と加藤さんでは、違う気がするんです。例え、憲法に「天皇は国民統合の象徴だ」ということが書いてあったとします。書いてあつたとしても、ふだんの生活して、あれは象徴だ象徴だと思つて生きていくわけじゃないです。けれども、法的に書かれていて、表現されているということは、ものすごく重要だと僕は思っているわけなんです。それはちょっとすこすこわいことなんだというのがあるんですよ。つまり、実効力を発揮するかどうかというのは個々具体的な場合によるけれども、法的な規定がある、条項として書かれているということの意味は、たんに架空の言葉が書かれたというだけのことじゃない。法的言語、つまり、法という言葉は、狭く言えば法律という意味でも日本人は使つて、もっと狭く言えば、規定というか、なになにすべからずというのを法と言つたりするわけなんです。けれども、もっと広義にとると、そういう考え方はヘーゲル、マルクスに僕は負うわけですから、宗教とか、風俗習慣とか、それを全部ひきずつていられる言葉が法的なことばだと思つて、ですから、ものすごく重たいものであつて、憲法にこうかかれてい

るからこうだというのは、ちょっと僕はちがうと思つています。

加藤 それはやっぱりよくもそこは違うと思つて、僕の場合、ぼくはそういうことをずっと考えないできて最近、ある意味では憲法との関係についていうよりもっといへば法についていうふうなものをね、ばかにしちゃいけないぞっていう感覚をもつわけです。もちろん僕にとっては、この法ってものがただキマリが書いてあるのと違つていう感覚が法の感覚の中身で、それはこれをちゃんとしないと、自分の社会とか、国家とか、世界とかとの関係が結局とれないんだという了解ですね。

吉本 それともう一つ、九条がどうとかこうとか言つたつて、現に自衛隊というものがいるじゃないかって言われたりするでしょう。加藤さんの言われたことを敷衍すれば、結局あれポランティアでいいんじゃないでしょうか。市民軍とすらいわなくてもいいんじゃないか。つまり、阪神大震災のときの活動、あれが本筋だつていうんでいいんじゃないでしょうか。ルワンダなんか派遣して、他国内戦に介入したりしていうのは、悪しきポランティアって呼ばばいいんじゃないでしょうか。ポランティアの本質を継ぐのは、阪神大震災みたいなときの活動で、本来的にはいいものだという理解をすれば、自衛隊は違憲か合憲かっていへば、非憲ということになります。ポランティアとして存在するわけですからね。こう考えればいいんじゃないかと僕は思つてます。事実、あの災害にいち早く対応したのは、ダイエーの中内功と自衛隊なんですよ。実質上の国軍だつていうのは向こうの勝手に、僕はそれはポランティアたる本質を発揮したと思つてすげえですね。

加藤 ポランティアという言葉は、スペインの義勇軍とかそういうものが最初の用法だつていいですね。吉本 そうすると、ポランティアとはなんだということになるけれど、僕は贈与だと思つてます。贈与の一つじゃないかと。

加藤さんのところには、あなたの本を点字に訳したいんだけど、承知してくれませんかとか言つてきませんか。僕のところへはよく来るんですけど。そのときに、いいですよといへばそれで済むんです。

五〇

五一

だけれど、ついでに気が食わないんですよ。要するに、自分も奉仕してらんだから、おまえも喜んで承知しますみたいなことを言うのがあたり前だみたいな文面なんです。そりゃいいですけど、こころへんに残るんですよ。このばかつていうのが(笑)。ですから、そういうのをなしに、これはポランティアなんだ、贈与を本質とするとしまえば、一番いいんじゃないか。

どうしてそんなに僕が、法とか、法的言語、法的な言葉、法的規定でもいいですけどそういうものにこだわるかという、現在書かれている文学作品をタイプに分ければ二つあつて、物語だという面ともう一つはなんというか、なんとも名付けようがないんだけど、本質的な言葉で書かれた本質的な小説つていへばかっこいいんですけど、極端にいうと、なんかそういうものももう一方にあつて、それは、法的な言語にどんどんどん近づいていくんじゃないか。法的言語というのを理想的なイメージで考えるとそうなります。それが実現されてるかとか、だれが実現したかということは別にして。

加藤 ポクシングには一位の上にチャンピオンがあつて、その意味はチャンピオンが秩序、意味の源泉だといふ感じなんだろうと思うのですが、文学とはなんだときかれたら、これだつていうようなものですね。ある基準からみてのいい悪いじゃなくて、これそのものが文学だというように。

吉本 そうです。アラビアン・ナイトみたいな、これは物語なんだからそれはそれでいいじゃないの、このせりふの語り方はいいじゃないのっていうのと、もう一つ、法的言語にうんと近いところでこれが文学だよというものがあるような気がするんです。そこらへんのところは言葉の芸術みたいなものといひしよにしちゃつてるから、そこらへんがきつと過剰になつてくるような気がするんですけどね。どうしてそういうところをくつつけちゃつてから。

橋爪 法律は、現実に対する抵抗力がある。現実がこうであっても、法がこうであるならば、法に合わせて現実を変えなければならぬという力があるわけなんです。いまおっしゃつた、本質的な文学というのは、言葉そのものが現実を作り出す、たとえ、いわゆる現実がどうであれ、わたしが考える現実はこうだと

いうんで、現実をつくりだす。そこで似ている、本質的な言語であると吉本さんはおっしゃったんだと私は思う。とすれば、先ほど、吉本さんが九条を本質的な言語として読むという言葉も、これは希望として読むのではなくて、実行規定として読むという意味だと思っただけです。

吉本
うーん。まあはい。

橋爪 軍隊をもたないと思えば、我々はそのように実行するという意味である。そういう重みをもっているということだと思っただけです。だとすれば、警察予備隊からさきやかな自衛隊をもった段階で、すでに実行規定ではなくなっている。そもそもまちがっていただけですけれども、すくなくともそれが憲法である以上は、口が裂けても自衛隊が合憲であると言っただけではない。それなのに、その憲法を守る立場の人がそう言ったというのを批判しなければいけない。その根拠は、私的な平和主義的な希望にもとるからではなくて、憲法を実行規定としての重みをもつてうけとめていないからだとおっしゃった。それはわかるんです。民主主義者であれば、かならずそう言わなければならぬと、私も思います。しかし、わからない点もいろいろあって、すこし、質問のあたりで、私の考え方を述べさせていただきます。

まず、外国の軍隊に侵略された場合に、自己防衛をする権利というものは認められる。もしそうだとすれば、市民の集合的な意志とかによって、それが組織されて、吉本さんの言い方でいえば国軍、まあ軍隊ですね、という形をとってないといけないのか、よくわからない点があるんです。

国家というものの本質として、軍隊をもつことだろうとおっしゃいました。いわゆる国家であればみなもっているわけですね。国家が軍隊をもつのはなぜかという、それは、一人一人の市民に還元できない、いわゆる意志を国家がもつからではないのだからかと私は考えるわけです。国家が意志をもつならば、国家は実現すべき状態という理念を、現実に対抗して持つわけです。例えば、外国が攻めてきた。それに対して、国家は市民の平和に対して責任があるわけですから、これは望ましくない状態であるか

五三

らなにかしよと思っただけ、実行力をもたなければならぬ。そのために軍隊をもつてると、こう一応言えますね。侵略のために軍隊をもつかもしれないが、いまそのことは措くとして、まあ、そうした意志と実行力をもたない国家は、国家ではないのではないかと私は思うわけです。その実行力は、市民の自発的努力によって代替できない。一般の人が棒切れや鉄砲をもって立ち上げれば、まず現実問題として軍隊にかなわないし、国際法上、それは戦争犯罪として禁止されています。制服を着て武器を携行し指揮系統をもっているというのが軍隊だと思いますが、そういう軍隊が国際法上の戦争行為をして他国の領域に入った場合、それにその国の軍隊が対抗するのはかまわないんですが、いわゆる市民が武器等を携行して、軍人に襲いかかると、戦時法規によってすぐ処罰されてしまうわけですね。もっと簡単に言うと、殺されても犬死にだし、その場で処刑されてもまったく文句が言えないということなんです。それは逆に、戦時法規によって一般人は保護されるという意味があるわけですから、それだったら、抵抗せずに自分の身体と生命の安全をきちんと保護する道を探ったほうがいい。現在は、そのように国家が軍隊をもつ前提で、戦争法規が守られているわけだから、もしも市民が自発的な権力を行使できるとすれば、それは国家が崩壊してしまっただけに陥られると思うんです。例えば、日本国の指揮系統が潰滅し、国家意志がなくなり、自衛隊もどっかなくなってしまえば、目の前に軍隊が来た。自分に危害が及ぶ可能性がある。そういう場合には、抵抗できる。けれど、日本国が国家意志をもっている間は、市民は抵抗してはいけない。それは、国家意志の有無によってどっちかなんです。

それで、吉本さんのお話を聞いてみると、リコールの問題にしろなんにしろ、国家に意志を持たせない。そういうところに帰着できると思うんです。しかし、なぜ国家が意志をもたないといけないのだろう。もし市民が、国民全体として国家の意志をコントロールするのであれば、それが自分たちの意志であるならば、なにも国家の意志を恐るる必要はないと思うんです。国家が意志をもつことを深く拒否されるのであれば、なにか理由があると思うんですが、お話をうかがっていると、(わかるような気もす

るんですが、あえて言うところからいらない。

吉本 いまおっしゃったことはとてももったもたないんですが、国家が軍隊を持つのは、近代国家をとってれば、それは国家の必須条件の一つだということになります。現存する国家でそういうものをもたないという規定しているのは日本だけだから、日本がその例外であるわけですね。そうすると例外国家というのはいずれも成り立たないという観点からすればそうなんだけれど、ただ国家というものは、民族国家でもないですけれど、あるいは近代国家でもないんですけれど、どうあればいいのかという、理想の状態に対する観点を考えると、こんどは逆に例外的にもっていい、原則としていい国家、それが近代国家としては矛盾であるから自衛隊みたいな矛盾した存在があるんですけれど、矛盾であるそれが生きてくる唯一の例外国家であるということが生きてきます。僕はやっぱり、そういう観点をいれて、九条というのはなんなのかと言え、近代国家としては矛盾だと言え、だけれどこれは、逆にいうと国家が将来にどうなるかという問題にたいしては、逆に未来性を持つとそういうふうにも考えます。マッカーサー指令部、なぜ九条を憲法に入れたかという理由が、一つは一種の懲罰あるいは、警戒心からでしょうか、もう一つ、たぶんマッカーサーがそういう声明を発していると思いますが、恒久平和を希求してとか、そういう言葉でいっていると思いますが、やっぱりそういう未来性という観点もそのなかにはいっていると思うんです。僕はそれはそれであまり矛盾しないと思っただけです。

それから、国軍とはなにかという、もちろん国家意志の一つの発現なんですけれども、国家意志というものと個々の市民というものは、僕は必ず矛盾する存在だと思っただけです。この考えはマルクスに負うわけですけれども、ぼくはそう思っている。個々の市民、国民の意志の総和が国家の意志に発現されるとは、ぼくは少しも思っていないです。国家意志は、個々の市民の具体的なあり方とは矛盾する、あるいは逆立してしまう。それが国家だと思っただけです。ぼくはそれはそれでいいんじゃないでしょうか。つまり、国家意志を無視するんじゃないかということよりも、個々の市民がそのとき共鳴した、そのときの判

五二

断で、集合することも、また、逃げることも、単独者になることもまったくでもありうる。個々の市民の振る舞いは自由であって、それが国家意志というもののありかたとも逆立するものから、矛盾してもいいし、当然だと思っただけです。

どういったらいいか。例えば、三人の人間がいて、三人がなにかの雑誌を出すんで、月々千円ずつ出そうと決めて三人とも同意をした。同意してはじめて雑誌をはじめたけれど、そのうち一人が都合が悪くて会費を払えなくなった。すると、あとの二人はどうするかという、払えないうちが補ってやるからいいよというか、払えなければ三人のとりきめから外れてくれというか、たいていそのどちらかになる。払ってやるからいいよで済んでる場合はいいけれど、問題なのは、お前はルールを守れなかつたんだから外れてほしいといわれて、個々ばらばらに外れた人です。それは、いま言ってきたことかという国家意志からは外れた人で、それは当然外れるべきものなんです。それが本質だとして僕は思っただけです。つまり個々の市民の意志の総和が国家意志とはちがうと思っただけです。国家意志となるときには、あるいは共同性となるときには必ず個々というものと、逆立すると思っただけです。

竹田 いまうかがっていて、吉本さんと僕や橋爪さんとはやはり違う点があると思うのは、国家は必ず市民社会と逆立するということですね。そこがそういう大きな問題だと思っただけです。僕の考えでは、近代国家というのは吉本さんが言われるような逆立というものが問題にならざるをえないような歴史的な条件をもっていた。ただある条件のもとでは国家が市民社会と逆立しないような可能性があるのでないか。またその条件をうまくつかんでそれを現実していくという方向が自分たちがいま立っている可能性ではないかと思っただけです。それは言い換えると、近代国家の「国家性」をどうやって無化していくかという課題ですね。たぶんそれはルールとか権力とかいうことへの考え方もかわってくると思います。

もう一つ言わせてもらいますと、僕の考えでは、戦争をなくすということは別に最終の目標ではない

五五

五四

んです。戦争がない状態が最も理想的な状態とは言えない。戦争がなくても恐ろしい支配や矛盾が存在しているということがあります。ただ戦争は国家、共同体のナショナリズムにとって、いつも最大の養分になるということです。戦争が起こりつづけるかぎり、ナショナリズムは決して死なない。戦争はナショナリズムの形態だから、ナショナリズム、スターリニズム、ファシズムといった国家や共同体を全体化し、一体化する力の源泉になるわけです。だけど近代の国家は例外なくこの戦争とナショナリズムの力学の中に巻き込まれていた。国家を開くというのは、だからそこから、全体化する力をどうやって上手く抜き取るかということですね。

すると戦争がない状態が理想なのではないけれど、何とか戦争は相当コストがかかるという状態を作り出すことに意味がある。そのときの展望として、一つ一つの国家がうちは戦争しません、あるいはいざというときは市民軍だけで戦いますということ、普通の国民はなるほどそれでいこうと納得するかどうか、やはり僕は難しいと思うんです。

というのは、いま国家の中にはルールがあつて私闘は禁止されている。だけど国家間にはルールがない。だから私闘、つまり戦争は禁じられていない。原理的に苦しくなった国家が起こす条件を持つているし、またルールとそれを守る権力が確立されていない場所では実際に起こっている。その可能性と条件をどうやって少しずつ小さくしていくか。大事なのはその問題の展望を、理想主義的ではなく、つまり個人々にも個々の社会にも「善人」を要請する仕方ではなく、作りあげることだと思います。たとえば反差別を押し進めるのに、いちばんまずいやり方は一般の人間に「聖人君子」たることを要請するような仕方ですね。けつして差別の心をもつてはいけません。これを突き詰ると、けつして他人を超えようとする欲望を持つてみたいなきことに近づく。そうではなくて、国家や社会や人間の利己性を認めながら、なおかつ戦争を起こさない状態が全体にとって利益であり、コストをかける必要があることを示したほうがいいと思うんです。

橋爪

きょうのお話の最初で、ふつうの人は憲法なんて関係ないよ、そういうふうな生活もんだよとおっしゃった。それはそのまま、私たちの感覚を言い当てている部分があつて、それはそういうものだと思ふ。それからもう一つ、やはり九条というのは、やはりこのまへの戦争の非常によい、唯一のといつていくらいの獲得品であつて、これはいいものだよとおっしゃり方もあつたと思ふんですが、それもある意味でわれわれの感覚だと思ふんです。ところが今、それが実行規定として骨抜きになりかかっている。それを、他の国もこうしたらいいでしょうという、世界に向けての未来性をもつたアツピールによみがらせるためには、戦争のどさくさでたまたま与えられた獲得品ではだめだ。憲法には関係ないよといつていた人までもが、やっぱりそうじゃないかもしれないなあと思つて、面倒ではあるけれども、逆立するかもしれないけれども、国家意志というものをこしらえて、私たちは例外かもしれないけれども国軍はもちませんと、自分たちで憲法九条を規定し直す。あるいは、制定された憲法はたまたまあつたけれど、もう一度国民投票みたいなかたちで確認しましたかですね、そういうふうなことがないと、吉本さんのおっしゃる意味でのインパクトというのを持たないかという気がするんです。その点については現状でよいとお考えでしょうか。

吉本 いや、それはおっしゃるとおりだと思ふますよ。どうしてもその過程がないとだめじゃないかな。一番よくないのは、国会の答弁で、合憲と認めますみたいなことを言ってしまうことです。そう思うんだらちやんと、国民投票とか総選挙で国民に問わなければならぬと思ふます。その結果、国民のほうは、いっこう九条なんかいいと思ふないと思ふいうふうになったら、それはまたその状態がよくない。僕はまたずつと啓蒙的に粘り強くやっていきますが、いずれにしても国民の合意はなんらかの形で問わなければならぬ。それはおっしゃるとおりだと思ふますね。

加藤 僕の場合、そういうことをやらないと、いまの時点で憲法と人間との関係が回復しないというか、僕が憲法について考えてみた、その最初の僕の問いは、おそらく、憲法っていまだどうなんだろう

くて、なんで憲法は自分に関係ないんだらう、いままで関係なくこれたんだらうというものだった。なんか自分と憲法を関係づける橋が一つ落ちていた。吉本さんは九条は本質の言葉として獲得した戦利品だと言われるけれど、僕と吉本さんでは、憲法に対する関係が違うことで、それは別にいいと思ふんです。それはある意味では当然かもしれない。ただその断絶を越えるなにかがないと、座礁した船をもう一回浮かせるために水位を上げるみたいなことをしていかないと、だめなんじゃないか、とは思ふ。

それと、やはり今日の吉本さんの憲法を本質的な言葉として受けとめるという発言(笑)。これを本質的な言葉として受けとめることとこれを実証的なコトバとして受け取ることは違う、という発言ですね。こうした形の護憲派、憲法学者批判というのは、これまで吉本さんから聞いたことなかったこと、こういう観点はこれまで他の誰からも聞いたことがない。いま十分に理解できているか心もとないのですが、少し衝撃を受けているということはお伝えしたい。ただ、やはり、憲法を本質的な言葉として受け取る理由、根拠がぼくの場合は何なんだろうと思ふ。文学だけではないのか。文学だけじゃやらない、という話も、これに関係してくる。竹田さんは国家が市民社会に逆立するかどうか、ということ、僕の中のアウトローの、「関係ねーや」の声に対するアンビバレンツ(錯綜感情)です(笑)。あと、憲法を本質的な言葉として読むというのと、可変のものとして読むというの、お話を聞いて両立するものとして吉本さんが言われているのがわかりました。ここにも分裂はあるかも知れないと思ふます。

竹田 先ほどの吉本さんのなんらかの国民的合意が必要だという発言で、いっぺんに距離が縮まったような感じがしました。最近、朝日新聞にも書いたんですが、レヴィナスという人が、戦争についてすごくおもしろいことをいっているんです(「全体性と無限」)。戦争とはなんであるか。それは現実の現実性

を象徴すると。どういうことかという、戦争が起こると、なんやかんや言つても、世界は力の論理で動くんだという感じを一般の人にいわばいやおうなく押しつける。個々の人間は戦争はいやだ、戦争はしたくないと言つても、戦争が起こると一種絶望感を持ち、個々の内側で現実には対抗できないと感じる。結局、現実が力の論理で動いているんだなあ。戦争というのはいわば、世界のさまざまな客観的な必然性をいわば露出、露呈しているわけですから、一般の人は世界というのとはそんなものだと思つてしまう。従つて、戦争という事態に対抗するためには、戦争という客観性に対して、個人的な理想主義で対抗してもだめで、戦争がもつてる客観性を越えるような普遍的なものによつて対抗しなければならぬ、とレヴィナスはいうわけです。僕はこの言い方はとてもいい言い方だと思ふます。ただレヴィナスの普遍的なものというのを掘り下げてみるとちょっと異論もでてきて、すぐに賛成できない面もあるんですが、しかし、考え方としては、つまり、レヴィナスの言い方で大事なものは、なんやかんや言つても、結局こうでしかありえないという一般の人間の現実観をどこかで溶かして、動かしていくことだと思ふますね。

さっきも少し言いましたが、それは差別の問題でもまったく同じなんです。戦争をいかになくしていくのか。差別をいかになくしていくのか。そこで理想的な言葉しか使えないと、つまり、もし平和が大事とか、差別しない心が大事とかしか言えなければ、思想として敗北につながる。なぜなら、それは人間に理想を欲求するために、必ず現実の客観性の前に挫折する。そのことで結局いいこと言つても現実にはそう甘くないとか、理屈は現実とは違うという一般の人間の現実感覚をますます強固にするわけですね。何やかや言つても結局はうまくいかない、現実では思想は、人々のそういう感覚と戦わなくてはならない。自分たちの国家のあり方をどうやって開いていくのか。それがたぶん憲法を考へるときに眼目だと思ふんですが、こういう条件を作り出せたら、必ず国家は市民的なものになる原理がある。そういう条件を追い求めて、明確なかたちで示すことができるかどうか重要なのではないか。最近の文学や

思想の状況を含めて僕はいつも思うんですが、日本の戦後思想は、やはり基本的に理想主義的に考えてきた。それはたぶん戦争という犯した罪を打ち消したいという動機によるので、そのことではますます思想が現実から離れていく。そろそろずっと続いてきた悪い空気を入れ換えなければいけないのではないかと、そう思います。

『思想の科学』一九九五年七月号

- 加藤典洋 評論家。一九四八年山形県生。『アメリカの影』など。
- 竹田青嗣 評論家。一九四七年大阪府生。『世界という背理』など。
- 橋爪大三郎 社会学者。一九四八年神奈川県生。『言語ゲームと社会理論』など。

60

三浦誠也

2002年(平成14年)10月18日(金曜日)

(日刊)

新 潟 日 報

独自の思想を再評価

東工大 吉本隆明めぐりシンポジウム開催

60年安保闘争や全共闘世代に影響を与えた吉本隆明



60年安保闘争や全共闘世代に大きな影響を与えた吉本隆明の思想を再評価するシンポジウムが、東京工業大学(東工大)で10月18日(金曜日)開催された。吉本隆明の思想を再評価する試みは「ヨーロッパ思想が人の相対性を乗り越える超越的視点」の視点を取った。吉本隆明の思想は「ヨーロッパ思想が人の相対性を乗り越える超越的視点」の視点を取った。吉本隆明の思想は「ヨーロッパ思想が人の相対性を乗り越える超越的視点」の視点を取った。

シンポジウムは、東工大の吉本隆明研究センターが主催し、吉本隆明の思想を再評価する試みとして開催された。シンポジウムは、東工大の吉本隆明研究センターが主催し、吉本隆明の思想を再評価する試みとして開催された。

シンポジウムは、東工大の吉本隆明研究センターが主催し、吉本隆明の思想を再評価する試みとして開催された。シンポジウムは、東工大の吉本隆明研究センターが主催し、吉本隆明の思想を再評価する試みとして開催された。

一人、オリジナルに根柢の参加で同世代だけの議論にならなかつたこと本隆明の思想から新たな意味をくみ出し、乗の超越しようとする意気込みの伝わるシンポジウムだった。